

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の進捗状況について

1 通所型短期集中予防サービスの創設

(1) 概要

本市では、従来の介護予防通所介護相当サービスでは不十分だった生活機能低下者や早期リハビリが必要な方への支援を充実させるため、「通所型短期集中予防サービス」を創設し今年度からモデル事業を開始しました。

これまでありがちであったサービス依存による社会参加の阻害を解消し、早期の自立支援や生活機能の改善、自己管理能力の向上を図ることで、積極的な社会参加を促すことを目的としています。

(2) 通所型短期集中予防サービス創設の経緯

令和3年度から6年度にかけて要支援認定者・事業対象者数は19.8%増加し、介護予防通所介護相当サービスの事業費は同期間で41.6%の増加となりました。

このような現状を受け、令和7年度に市内の全地域包括支援センターの管理者とワーキング会議を開催し、課題を整理しました。

その結果、加齢により身体機能が落ちた人が、「歳だから仕方がない」とあきらめてしまったり、どうやって頑張ればいいのかわからず、漫然とデイサービスに通い続けたりといった状況があるのではないかと、介護保険に過度な期待を寄せ、認定さえ受ければもう安心と思ってしまい、自立のための使い方ができていない人が多いのではないかと、この結論を得ました。

こうした課題を解決するため、自立支援と状態改善を促す新たな選択肢として「通所型短期集中予防サービス」を創設しました。

(3) 通所型短期集中予防サービスの目的

利用者がもともと行っていた活動の再開又は新たに行いたい活動を見つけ開始することを目指します。利用者が「どう生きたいか」という目標を見つける支援を行い、運動機能の向上とともに改善後の生活を見据えた実践的な訓練を行うことで、主体的かつ自立的な状態改善を目指します。

(4) 通所型短期集中予防サービス開始時期

モデル事業を令和8年1月1日から開始しました。

(5) 通所型短期集中予防サービスの内容

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託による実施 ・モデル事業に参加する地域包括支援センターは、本庁第一、本庁第二、大津地域包括支援センター
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1又は2の認定者 ・基本チェックリスト該当者（事業対象者）
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリ相談事業の対象となる人 ・短期間の機能訓練で身体機能の改善が見込める人 ・本人・家族が本サービスの目的・内容を十分に理解し、支援者との協働に積極的な意欲がある人
サービス提供事業者	<p>以下のすべての要件を満たし市と委託契約を締結している事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けている事業所 ・理学療法士又は作業療法士を配置しており通所型短期集中予防サービスの内容を提供することができる事業所 <p>※モデル事業ではワーキングに参加していた通所介護事業所に委託します（今後参加事業所を増やしていく方針）</p>
支援内容	<p>リハビリ専門職により以下の支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機能訓練（屋外での支援も可）。毎月身体機能の評価を行う。 ②セルフケアマネジメント力を育む支援を行う（個別支援）。 <p>※②をより重視して実施（週に1回の実施とする）</p>
サービス提供期間	22回サービス提供が終わるまで（概ね3か月、最長で4か月）
サービス提供頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の2月は週2回（17回サービス提供が終わるまで） ・最後の1月は週1回（残りの5回）
サービス提供時間	おおむね3時間
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬 4,200円/回（内利用者負担は420円/回） ・インセンティブ加算 20,000円（利用者負担なし） <p>（インセンティブ加算は、サービス提供終了後6か月間利用者が介護予防通所介護相当サービスを未利用の場合に算定可能）</p> <p>※ 送迎する場合の費用は事業所が実費で徴収します</p>

セルフケアマネジメント力を育む支援では、利用者がセルフケアマネジメントシートを用いて自宅での取り組みを記録します。この記録に基づき、リハビリ専門職が利用者の状態を確認し、ポジティブフィードバックを行います。

(6) 地域リハビリ相談事業について

通所型短期集中予防サービスの実施にあたり、そのサービスの利用者を確保できるかが大きな課題となります。サービスの利用者の確保のためには通所型短期集中予防サービスに適した利用者の適切な把握が必要です。この課題の解決には利用者の心身機能や生活状況を的確にアセスメントし、身体機能の改善可能性を見立てるリハビリテーション専門職の専門的な知見が必要不可欠です。

地域リハビリ相談事業は、医療機関や介護事業所等からリハビリテーション専門職を派遣し、地域包括支援センターが行うアセスメント訪問に同行してもらう仕組みです。通所型短期集中予防サービスを含めた要支援認定者一人一人に適した支援につなげることを専門的かつ効果的に行うことを目的としています。

(7) 地域リハビリ相談事業の対象者

以下の要件 (①～③) のすべてを満たす人

①介護サービスを現在利用していない要支援認定者等

②介護予防通所介護相当サービスの利用が必要ではない人

【介護予防通所介護相当サービスの利用が必要な人の例】

- ・進行性疾患を抱えている人、病態が安定していない人
- ・1日デイサービスを利用するにすることが必要な人（虐待等の困難ケース、家族のレスパイトが必要等）
- ・デイサービスを利用しないと生活が成り立たない人（入浴支援、食事が必要な人）

③現在抱えている疾患が整形疾患の人（整形疾患で入院し退院した人を含む）

(8) フォローアップについて

サービス提供終了後、利用者に希望がある場合に3か月のフォローアップを行う。

支援内容	リハビリ専門職によりセルフケアマネジメント力を育む支援のみを行います。
サービス提供期間	3か月
サービス提供頻度	10日に1回（概ね月に3回程度）
サービス提供時間	とくに時間を定めない （サービス提供時間に縛られず自由に設定することが可能）
単価	3,000円/回/人（内利用者負担は300円/回） ※ 送迎する場合は、費用は事業所が実費で徴収する

(9) ゆめ会議について

通所型短期集中予防サービス利用者は、サービス利用最終日が属する月に、市が開催する「自立支援・介護予防のための地域ケア会議（ゆめ会議）」に参加します。

会議の出席者	①利用者本人、②サービス提供事業者、③包括の担当者、 ④生活支援コーディネーター、⑤専門職（作業療法士、薬剤師、 理学療法士※、管理栄養士※、歯科衛生士※） ※市職員の派遣を想定
開催頻度	月に1回（将来的には月2回開催を想定）
開催時間	2時間（1事例あたり30分～1時間）
会議の内容	<ul style="list-style-type: none">・使用書類を基に利用者本人の状態を振り返り、なりたい自分になるために利用者本人が取り組むべきことを参加者各自が提案し利用者本人に伝える。・各専門職の意見をアドバイスシートにまとめ、市から利用者に提出する。・必要に応じてSCが通いの場等地域資源を紹介する。

(10) 今後のスケジュール

	内 容
令和8年1月	モデル事業開始
令和9年3月	モデル事業終了
令和9年4月～	正式な事業として開始（予定）

2 一般介護予防事業の進捗状況

(1) 地域介護予防活動支援事業

住民が主体となって行う支え合い活動にかかる経費の一部を補助しています。また、地域包括支援センターと連携して、地域活動組織の育成や、町内会館等身近な場所で実施できる介護予防活動を支援しています。

①住民主体の生活支援団体活動支援補助

日常のちょっとした困りごと（ごみ出し、除草、買い物等）に対して生活援助等を行う住民主体の団体へ活動費の一部を助成します。各団体一律の基準額に加え、活動内容等に応じた加算を設けています。

【助成内容】

種別	項目	対象経費
(A)	基準額	利用者や包括支援センターからの依頼と活動者の調整に係るコーディネート費用
(B)	① 立ち上げ加算	新たに団体を立ち上げる場合に加算
	② 活動保険料加算	前年度の延べ活動者数に応じて、保険料費用を加算
	③ 自動車加算	自動車を利用した支援を行う場合に加算
	④ 課題チャレンジ加算	地域で生じている課題を団体として解決しようとする場合に加算
(C)	活動件数加算	前年度の延べ活動件数に応じた加算

【交付実績】

合計交付団体数…24 団体

●各種加算の実績

立ち上げ加算…6 団体
活動保険料加算…12 団体
自動車加算…2 団体
課題チャレンジ加算…5 団体
活動件数加算…15 団体

②住民主体の居場所づくり活動支援補助

高齢者を始めとした様々な人が気軽に参加することができる居場所づくりを行う住民主体の団体へ活動費の一部を助成します。各団体一律の基準額に加え、活動場所等の状況に応じた加算を設けています。

【助成内容】

種別	項目	対象経費
(A)	基準額	居場所の運営や包括支援センター等の関係機関との調整に係る経費
(B)	① 賃借料加算	居場所の運営に一定上の賃借料が生じる場合に 加算
	② リフォーム等加算	居場所の整備等が必要な場合の加算
(C)	開催回数加算	規定回数以上の活動を行う場合の加算

【交付実績】

合計交付団体数… 1 団体

●各種加算の実績（令和8年2月末）

賃借料加算… 1 団体

リフォーム等加算… 0 団体

開催回数加算… 1 団体

③介護予防ボランティア事業

事業名	実績	予定数
フレイルサポーター養成	1 コース 25 人養成	1 コース
介護予防サポーター養成	2 コース 62 人養成	2 コース
介護予防サポーターフォローアップ	6 コース 197 人(延)	6 コース

④介護予防教室など 138 回 2,264 人（令和8年2月末現在）

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識の普及のための講座の実施や介護予防 DVD の配布をしています。
(令和 8 年 2 月末現在)

講座名	実績	予定数
入門介護予防講座	16 コース 321 人 (実)	16 コース
認知症予防講座	9 コース 240 人 (実)	10 コース
フレイルチェック教室	10 コース 171 人 (実)	10 コース
フレイルサポート教室	2 コース 30 人 (実)	2 コース
フレイル予防教室 (みんなチャレ)	3 コース 59 人 (実)	4 コース

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

住民自らが行う介護予防活動を支援するためにリハビリテーション専門職を町内会館などに派遣し、活動を支援しています。また、事例検討を通じて、より効果的な介護予防のケアマネジメントの実践を目指すための自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を実施しています。

(令和 8 年 2 月末現在)

事業名	実績	予定数
リハビリテーション専門職派遣	14 回 72 人 (実人数)	36 回
自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議	10 回 20 人 (実人数)	12 回

* 3 月にリハビリテーション専門職派遣実施予定あり

(4) その他 (後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業)

高齢者には疾病予防 (保健事業) と生活機能維持 (介護予防) の両面にわたる支援が必要です。そのため、令和 4 年度から神奈川県後期高齢者医療広域連合の委託を受け事業開始し、令和 6 年度以降は、市内全域 (10 圏域) で実施しています。

(ハイリスクアプローチ)

実施内容	対象者	アンケート回答人数	訪問 (実人数)	訪問 (延人数)
健康状態不明者	136 人	90 人	42 人	44 人
低栄養支援者	70 人	51 人	30 人	36 人
合計	206 人	141 人	72 人	80 人

(ポピュレーションアプローチ) 健康チェック・健康講話・健康相談の実施

予定数	実績	参加者数(実)	参加者数 (延)
13 団体	13 団体	243 人	243 人